

奈良県道路交通法施行細則及び放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月15日

奈良県公安委員会

委員長 岡本好央

#### 奈良県公安委員会規則第4号

奈良県道路交通法施行細則及び放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則の一部を改正する規則

(奈良県道路交通法施行細則の一部改正)

**第1条** 奈良県道路交通法施行細則(昭和48年12月奈良県公安委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

別記様式第17号の2の8、別記様式第17号の2の9、別記様式第17号の2の10、別記様式第17号の2の11、別記様式第17号の2の13、別記様式第17号の2の14及び別記様式第17号の2の15中「駐車対策係」を「駐車対策第一係」に改める。

別記様式第17号の2の18中「駐車対策係」を「駐車対策第二係」に改める。

(放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則の一部改正)

**第2条** 放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則(平成17年7月奈良県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別記様式第8号、別記様式第9号、別記様式第18号及び別記様式第21号中「駐車対策係」を「駐車対策第一係」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の奈良県道路交通法施行細則に規定する様式による書面については、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。